



内閣府は十一月二十日、規制・制度改革委員会グリーンワーキンググループ(WG)の第4回会合資料を公表した。新たな検討項目に「既存マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡」を追加。受変電設備が譲渡可能となれば、高压一括受電化に伴う停電・工期等の短縮が見込まれる。今後、経済産業省と折衝し、来月一月採択結果を発表する。検討項目は十月末のWG第二回会合で、エネックトが要望していた内容を取り入れた形。通常マンションで契約を高压一括受電に変更する場合、電力会社は会社資産の受変電設備を撤去し、一括受電会社が新設備を設置す  
る。

## 「教えてマンション管理士さん」

**質問** 建替え事業を推進する時の障害となる要素はどういうものがありますか。

**回答** 障害となる要素の一つは抵当権等の担保です。担保が付いたままでは敷地の売却も建物の取り壊しもできません。区分所有者が自分の力で債務を返済して担保を抹消するか、金融機関に説明して債務は残したまま担保を一時的に（再建建物の完成まで）抹消してもらいます。しかし、ことは簡単ではありません。

賃借人の存在も難しい問題です。建替えの必要性は賃貸借契約解除の正当理由になると解釈する意見もありますが、事例が多くありません。事業推進中から賃借人に建て替えがありうることを説明し、状況によつては賃貸借契約を更新しないことも必要です。

しかし更新せずに空き家にしておいたが、建替えが実行されず結果的には賃料を得られなかつた、ということも生じますので、それぞれの判断に任せなければなりません。

工事中の仮住居も確保しなければなりません。

いる家庭は遠くには越せません。管理組合側でも仮住居の情報提供を行ふこととなります。等価交換の場合でも、引越し費用がかかります。この経済情勢では等価交換は少なく、再建建物の取得には一定額の代金を支払うことになります。その資金の手当ても大きな問題です。

最終的には各自が借り入れ等をして用意することではあります、管理組合側でも金融機関等と協議をしてルートを開拓することも大事です。

その他、老齢で二度の

引越しは大変であるから建て替えには賛成できない、と言う意見もあります。又、そもそも建て替えの必要性がない、と言うような正面からの反対論も必ずあるもので

部を負担していける  
マンション住民の  
意向を踏まえた対  
応となつていない」  
と主張。  
改善策として電  
力会社の受変電設  
備等を「管理組合ま  
でラを継渡フた

一法令等をいじらなくともガイドラインの設置で対応可能のよううで、事実関係等を経済産業省と詰める」と話す。(マンシヨン管理新聞 第891号より)

## 規制・制度 「括受電」化の際メリット

# 変電設備の資産譲渡を検討

# TOPIC テレビ、ちゃんと映ってる？

東京スカイツリーから試験電波 2月まで毎週土曜

在京テレビ6局は十二月二十二日、午前四時五十八分から二分間、東京スカイツリーカラ試験電波を発射する受信確認テストを、Eテレ（ＮＨＫ教育）を含む7チャンネルで放送した。簡単な番組形式で、東京タワーからの電波を、番組内でスカイツリーカラの電波に切り替え、各放送局のアナウンサーが、正常にテレビが視聴出来ているか確認を呼び掛けた。

テストは一～二月の毎週土曜・同時に実施。二月は夕方（午後五時二十九分（三十分）にも行う。（マンショ

編集後記

1年が始まりました。今年の目標を立てた読者も多くいらっしゃると思います。私は、今年も皆様のお役に立てるごとくお手伝いをしてまいります。今年もよろしくお願いします。